

改正労働者派遣法が施行されました！

厚生労働省は、派遣労働という働き方、およびその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法の改正を行い、9月30日施行されました。

【主な改正内容】

1. 労働者派遣事業は許可制に一本化されます

施行日以後、一般労働者派遣事業（許可制）／特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となります。

※新たな許可基準については、省令や業務取扱要領等で規定されます。

2. 期間制限のルールが変わります

現在の期間制限（いわゆる26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年）とするもの）を見直します。

施行日以後に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

①派遣先事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

派遣先が3年を超えて受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります（1回の意見聴取で延長できる期間は3年まで）

②派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（※）に対し派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

※いわゆる「課」などを想定しています。

3. 労働契約申込みみなし制度

平成27年10月1日から、労働契約申込みみなし制度が施行されます。

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。（違法派遣について、派遣先が善意無過失である場合を除きます。）

（労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣）

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合
- ④いわゆる偽装請負の場合



最低賃金 岐阜県は754円へ16円引上げ

地域別最低賃金額について、今年度の改定がこのほど都道府県労働局長により決定され、発表となりました。岐阜県は16円引上げられ754円となりました。

【平成27年度 地域別最低賃金改定状況（抜粋）】

都道府県名	最低賃金時間額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
岐阜	754（738）	16	平成27年10月1日
静岡	783（765）	18	平成27年10月3日
愛知	820（800）	20	平成27年10月1日
三重	771（753）	18	平成27年10月1日
滋賀	764（746）	18	平成27年10月8日
東京	907（888）	19	平成27年10月1日
大阪	858（838）	20	平成27年10月1日
宮城	726（710）	16	平成27年10月3日
福岡	743（727）	16	平成27年10月4日
全国加重平均額	798（780）	18	

※括弧書きは、平成26年度地域別最低賃金額

◇平成27年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・改定額の全国加重平均額は798円（昨年度780円、18円の引上げ）。
- ・全国加重平均額18円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ（昨年度は16円）。
- ・最高額（東京都907円）と最低額（鳥取県等4県693円）の比率は、76.4%（昨年度は76.2%。なお、この比率が改善したのは平成15年度以来）。

社会保険 平成27年10月に改正となった事務手続

1. 昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出

これまで、適用事業所に使用される70歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和12年4月2日以降に生まれた方が対象でした。しかし、平成27年10月1日以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となります。そのため、昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。

該当する方がいらっしゃる場合には、当所までご連絡ください。

2. 同月中の被保険者資格取得と喪失に関する保険料の取扱い

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者（第2号被保険者は除きます。）の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。しかし、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。

☆ 毎年10月から最低賃金が変わります。最低賃金で労働者を雇用している場合や、最低賃金の除外申請を受けている労働者については、発効年月日以降の労働分について変更する必要がありますので、ご注意ください。

☆ 事務所移転の際にはご協力をいただき、ありがとうございました。移転も無事に終わり、マイナンバーを管理する別室の準備も整いました。

鉛筆子